

1 様式第1号「産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業）事業報告書」の書き方について

産業廃棄物収集運搬業者

特別管理産業廃棄物収集運搬業者

は作成してください。

- (1) まず、記載例（1）のように、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を持っている方を丸で囲んでください。

両方の許可を持っている場合には、別々に事業報告書を作成してください。

- (2) 次に、「住所」、「氏名又は名称」、「電話番号」、「担当者の氏名」、「許可の年月日」、「許可番号」を記入してください。

※ 許可番号は許可証の右上に記載されている10けた又は11けたの番号です。

- (3) 実績がない場合、上記(1)、(2)に加え余白に「実績なし」と大きく記入し提出してください。

- (4) 実績がある場合、上記(1)、(2)に加え、次の点に留意し事業報告書を作成・提出してください。

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの**本県の許可に係る実績を記入**してください。よって、次のような、そもそも**本県の許可がいない行為については報告する必要がありません**。

※ 貴社が元請で行った建設工事にかかる産業廃棄物を処分場まで運んだ場合（自社運搬に該当）

※ 廃棄物を積んだ場所と下ろした場所が両方とも茨城県内ではない場合（茨城県外で完結する収集運搬業務であり、本県の許可は関係ないため。）

- ② **廃棄物の種類ごとに、排出事業場の所在地・運搬先の事業場の所在地によって、次のように都道府県ごとに**分けて記入してください。（記載例（1）を参照）

※ **排出事業場も運搬先も、どちらも茨城県内**の場合、その運搬量を合計

※ **排出事業場が茨城県内、運搬先が茨城県外**の場合、**運搬先の都道府県ごと**に運搬量を合計

※ **排出事業場が茨城県外、運搬先が茨城県内**の場合、**排出先の都道府県ごと**に運搬量を合計

- ③ 「**排出事業場の所在地**」、「**運搬先の事業場の所在地**」、「**委託先の住所**」の各欄については、**茨城県外の場合には都道府県名（例：「栃木県」、「埼玉県」）を、茨城県内の場合には「茨城県」と記入してください（いずれも都道府県名のみ記入してください）**。

- ④ **排出事業者欄の「氏名又は名称」、運搬先欄の「運搬先の氏名又は名称」についてはなにも記入しないでください**。

- ⑤ 「（特別管理）産業廃棄物の種類」欄は、許可証に記載されている廃棄物の種類（例：「廃プラスチック類」、「金属くず」）を記入してください。

なお、マニフェストに「シュレッダーダスト」や「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」等複数の産業廃棄物が混合している状態で記入されている場合には、混合割合を勘案して、廃棄物の種類ごとに振り分けて記入してください。

振り分けが難しい場合は、主たる一品目として取り扱ってください。

例：蛍光灯→廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物ですが、振り分けが難しいので、一番比率が高い品目であるガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずとして取り扱う。

（注：許可証に記載の無い品目を取り扱うことは無許可営業に該当しますのでご注意ください。）

- ⑥ 「**廃棄物コード**」欄は別紙1「**廃棄物コード表**」をもとに記入してください。

- ⑦ 「**受託量(t)**」、「**運搬量(t)**」、「**委託量(t)**」の各欄については、特にカンマ「,」と小数点「.」の違いを明確に記入してください。

- ⑧ 事業報告書に「自動車等破砕物」「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の別を記入する必要はありません。

- ⑨ **単位はt（トン）で記入してください**。m³で管理している場合にはtに換算してください。

t換算式 トン（t）＝ a m³ × 別紙1「廃棄物コード表」の換算係数
a：産業廃棄物の実績量（m³（立方メートル）を単位としたもの）

2 様式第2号「産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量）事業報告書」の書き方について

産業廃棄物処分業者 } は作成してください。
特別管理産業廃棄物処分業者 }

- (1) まず、記載例（2）のように、「産業廃棄物処分量」又は「特別管理産業廃棄物処分量」の許可を持っている方を丸で囲んでください。

両方の許可を持っている場合には、別々に事業報告書を作成してください。

- (2) 次に、「住所」、「氏名又は名称」、「電話番号」、「担当者の氏名」、「許可の年月日」、「許可番号」を記入してください。

※ 許可番号は許可証の右上に記載されている10けた又は11けたの番号です。

- (3) 実績がない場合、上記(1)、(2)に加え余白に「実績なし」と大きく記入し提出下さい。

- (4) 実績がある場合、上記(1)、(2)に加え、次の点に留意し事業報告書を作成提出下さい。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの本県の許可に係る実績を記入してください。よって、次のような、そもそも本県の許可がいない行為については報告する必要がありません。

※ 貴社が元請で行った建設工事にかかる産業廃棄物を自社で処理した場合

※ 茨城県外でも処分量の許可を持っており、茨城県外の施設で処分を行った場合

- ② 廃棄物の種類ごとに、排出事業場の所在地によって、次のように分けて記入してください。（記載例(2)を参照）

※ 排出事業場が茨城県内の場合、その処分量を合計

※ 排出事業場が茨城県外の場合、排出先の都道府県ごとに処分量を合計

- ③ 「排出事業場の所在地」の欄については、茨城県外の場合には都道府県名（例：「栃木県」、「埼玉県」）を、茨城県内の場合には「茨城県」と記入してください（いずれも都道府県名のみ記入してください）。

- ④ 「処分の場所」、「委託先の住所」の各欄については、茨城県外の場合には都道府県名（例：「栃木県」、「埼玉県」）を、茨城県内の場合には市町村名のみ（例：「水戸市」、「北茨城市」）を記入してください。

- ⑤ 「（特別管理）産業廃棄物の種類」欄は、許可証に記入されている廃棄物の種類（例：「廃プラスチック類」、「金属くず」）を記入してください。

なお、マニフェストに「シュレッダーダスト」や「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」等複数の産業廃棄物が混合している状態で記入されている場合には、混合割合を勘案して、廃棄物の種類ごとに振り分けて記入してください。

振り分けが難しい場合は、主たる一品目として取り扱ってください。

例：蛍光灯→廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物ですが、振り分けが難しいので、一番比率が高い品目であるガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずとして取り扱う。

（注：許可証に記載の無い品目を取り扱うことは無許可営業に該当しますのでご注意ください。）

- ⑥ 「廃棄物コード」欄は別紙1「廃棄物コード表」、「施設コード」欄は別紙2「施設コード表」をもとに記入してください。

- ⑦ 「処分方法」欄には許可証記載の「事業区分」（例：「破碎」、「焼却」）を、「（特別管理）産業廃棄物処理施設の種類の種類」欄には許可証記載の「施設の種類の種類」を記入してください。

- ⑧ 「受託量(t)」、「処分量(t)」、「処分後量(t)」、「委託量(t)」、「排出量」、「処分量」の各欄については、特にカンマ「，」と小数点「．」の違いを明確に記入してください。

- ⑨ 事業報告書に「自動車等破碎物」「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の別を記入する必要はありません。

- ⑩ 単位はt（トン）で記入してください。 m³で管理している場合にはtに換算してください。

t換算式 トン（t）＝ a m³ × 別紙1「廃棄物コード表」の換算係数
a：産業廃棄物の実績量（m³（立方メートル）を単位としたもの）

- ⑪ 再委託を引き受けた場合は、排出事業者の「備考」欄に再委託と記入し、あわせて最初に処分を請負った処分業者の所在する市町村名を記入してください。